

(4) 流域下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 9,656,614	千円 786,377	千円 238,087	% 2.5	% 2.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 6,735
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	47	千円 173,133	千円 44,785	千円 44,960	千円 89,745	千円 5,593	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
宮城県	41.7 歳	329,737 円	456,385 円
都道府県平均	44.0 歳	364,110 円	553,843 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（流域下水道事業）	宮城県（一般行政職）
1人当たり平均支給額(5年度) 937 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,704 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

宮城県企業局（流域下水道事業）	宮城県（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 44.7795 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～加算) 1人当たり平均支給額 - 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 44.7795 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～加算) 1人当たり平均支給額 3,956 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)			5,546	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			115,546	円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)	
仙台市	4.5 %	16 人	4.5 %	
多賀城市	2 %	14 人	2 %	
上記以外の県内市町村	1.5 %	16 人	1.5 %	

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)			1 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			350 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)			6.3 %	
手当の種類(手当数)			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場等作業手当	水道事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	1千円	日額350円
用地買収等業務手当	用地買収業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	0千円	日額750円～950円
有害物等取扱手当	水道事務所に勤務する職員	毒劇物の発生を伴う業務等	0千円	日額300円
災害応急作業等手当	水道事務所に勤務する職員	異常な自然現象、重大な災害による応急作業	0千円	日額350円～910円

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	16,737	千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	399	千円
支給実績(4年度決算)	21,287	千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	495	千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		4,066 千円	677,725 円

扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき10,000円 *扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算 3 父母等 1人につき6,500円	同じ		3,892 千円	204,854 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 ※県の職員宿舍等に入居している者には支給しない	同じ		5,142 千円	270,606 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合 55,000円+(55,000円を超える額/2)で65,000円を限度 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～52,500円	同じ		9,043 千円	196,581 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円 特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円	同じ		0 円	0 円